

## 勧告等措置区分（台風等対策）

徳島小松島港、撫養港、今切港、富岡港、橘港

由岐港、日和佐港、牟岐港、浅川港、穴喰港

### 「第一体制」の措置内容

- 1 在港船舶は、台風又は発達した低気圧の動向に留意し、乗組員の待機、機関の準備等を整え、必要に応じて係留強化すること。  
また、錨泊船舶は「走錨は起こりうる。」との前提に立ち、錨泊当直者の増員のほか錨鎖の延長、錨泊方法の変更等の走錨防止措置を実施すること。
- 2 荷役中の船舶は、荷役を中止できるように準備するとともに、危険物荷役・工事作業については、中止基準を遵守すること。
- 3 在港船舶は、避難海域の選定、避難及び転錨等の時期、その他航行安全上必要な対策を速やかに検討する。
- 4 コンテナ等の管理者は、台風等による高潮によりコンテナ等が海上に流出しないよう、移動、固縛、その他必要な流出防止措置を準備する。